

NO. 556
平成21年(2009)
8/10(月)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

**8月30日(日)は衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です
〈母島は繰上投票8月29日(土)〉**

【選挙日程】

《公示日》 平成21年8月18日(火)
《繰上投票日(母島)》 8月29日(土) 午前7時から午後8時まで
《投票日(父島)》 8月30日(日) 午前7時から午後8時まで
《開票日》 8月30日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】《父島》 小笠原村地域福祉センター 《母島》 母島村民会館

○投票所へは投票入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ → 平成元年9月 1日以降 → 投票できません
→ 平成元年8月31日以前

↓
小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？

→ 平成21年5月17日以前 → 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の★印をご覧ください)
→ 平成21年5月18日以降 → 小笠原村では投票できません(※)。

↓
(※)前住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行なうか、
前住所地の投票所での投票となります。

↓
前住所地から投票用紙を取り寄せて不在者投票を行う場合は、前住所地の選挙管理委員会あてに投票用紙の
請求が必要です。8月23日東京発のおがさわら丸で投票用紙が必ず届くようお早めに請求してください。
請求に必要な用紙は村役場にあります。詳しくは選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

【期日前投票制度について】

投票日に用事などで投票できない方は、期日前投票制度をご利用ください。
期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。
期日前投票所へは投票所入場券を持参してください。

《対象となる投票》 選挙人名簿登録地(小笠原村)の選挙管理委員会で行う投票

《投票の対象者》 投票を行う日に小笠原村における選挙権を有している方(宣誓書の提出が必要です。)

《期日前投票所の場所および投票期間》

父島：村役場総務課 8月19日(水)～8月29日(土) 午前8時30分～午後8時00分

母島：母島支所 8月19日(水)～8月28日(金) 午前8時30分～午後6時00分

※最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)からとなります。

★ 小笠原村以外の市町村で不在者投票される方へ

【投票用紙等の請求について】

8月18日(火)までに村役場総務課または母島支所で不在者投票の投票用紙の請求を行ってください。

(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

郵送で請求される場合は、8月17日(月)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。

請求いただいた投票用紙は、滞在先に郵送されます。請求の時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

投票用紙がお手元に到着したら、本人が速やかに滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院※)に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

不在者投票は、8月19日(水) <最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)>から、行うことができます。最高裁判所裁判官国民審査は、船便の都合により村外での不在者投票が行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

投票した投票用紙は、不在者投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。次の船便に郵送で間に合うように余裕を持ってお済ませください。

8月23日(日) 東京発のおがさわら丸「第二投票区(母島)」

8月29日(土) 東京発のおがさわら丸「第一投票区(父島)」

この便(投票区により異なります)より後になりますと、投票用紙の到着が開票に間に合わず、投票が無効になってしまう可能性がありますので、ご注意ください。

※指定病院について：入院されている病院が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【父島～母島間で、8月17日(月)以降 転居された方の投票について】

父島→母島へ転居された方：8月30日(日)の投票日に 父島 で投票となります。

(8月28日(金)までに母島支所において、または8月29日(土)までに村役場(父島)で期日前投票を行うこともできます。)

母島→父島へ転居された方：8月29日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。

(8月28日(金)までに母島支所において、または8月29日(土)までに村役場(父島)で期日前投票を行うこともできます。)

※ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	8月19日(水)～ 8月28日(金)	8月29日(土) (母島繰上投票日)
父島→母島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30～20:00)	○	○
	母島支所 (8:30～18:00)	○	×
母島→父島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30～20:00)	○	○
	母島支所 (8:30～18:00)	○	×

●問合せ先 小笠原村選挙管理委員会事務局 2-3111